

復興の未来と生命照らす水

水道週間
6月1日～7日

水道課

☎823-9704（工事関係）
☎823-9214（料金関係）
☎823-9839

水道週間は、水道についての理解と関心を深めるとともに、私たちの暮らしにとって、なくてはならない、水の大切さを再認識してもらうために設けられたものです。町では、安全でおいしい水を供給できるよう、自然環境との調和を図りながら、水道事業の発展に努めています。

この機会に「水道水ができるまで」について学んでみませんか。

水道施設の見学

日時◆6月3日(月)～7日(金)

10時～16時

見学施設◆蟹原浄水場

申し込み◆事前に電話で水道課へ



蟹原浄水場

検針にご協力を

検針は、皆さんが使用した水道の料金計算のもとになるものです。定期的に検針に伺いますので、メーターボックスの上に物を置かないでください。

こんなときは、すぐに届出を

水道の使用を開始するとき
水道の使用を止めるとき
使用者の名義や用途などを変更するとき

水道を使用していないのにメーターが回っているとき
特に使用状況が変わっていないのに使用水量が増えたとき

水道料金等の福祉減免制度

対象は次の3つの世帯です。（ただし生活保護世帯は除く）

- ・障がい者世帯（所得制限あり）
- ・寝たきり老人等世帯（所得制限あり）
- ・ひとり親世帯（ひとり親家庭等医療費補助の受給世帯など）

減免対象◆
・水道料金の基本料金
・メーター使用料
・下水道使用料の基本料金
※減免を希望する人は、水道課へ問い合わせてください。

空き缶等散乱ごみ 追放キャンペーン

生活安全課

☎823-9208
☎823-7927

美しく住みよい町をつくるため、瀬野川などの町内河川を含む町内全域の一斉清掃を行います。

一人ひとりの手で「きれいな海田町」をつくり、環境を良くしましょう。

日時◆6月30日(日) 8時～

※雨天中止の場合は、当日7時に町内放送でお知らせします。



知ってからやる

獣害対策⑦

この順序が
大切



農作物野生鳥獣害対策アドバイザー
いのうえまさてる
井上雅央氏

都市整備課

☎823-9634
☎823-9203

さて、いよいよ実践ですね。

被害防止で最も大切なのは対策の順序です。順序さえ守れば獣害は確実に防止できます。

たった4項目ですのでしっかりと覚えてください。

ステップ①「みんなで勉強」

みんなとは？被害とは？対策とは？獣害対策の基本となる正しい知識を学びます。

ステップ②「守れる田畑、集落への改善」

守れる田畑、守れる集落への改善に各自ができる範囲で取り組みます。

ステップ③「囲いや追い払い」

ほんの少し勉強して、守れる田畑に改善するだけで、囲いや追い払いがこんなに効くのかということを体験できます。

ステップ④「個人では無理なこと」

①～③を実践した集落で、それでも被害が止まらない場合にのみ、駆除などの個人では難しい対策を考えます。

次回は各ステップでの留意点などを考えましょう。

地震に強い住まいづくりを 支援します！

「海田町木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業」

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの尊い命が奪われました。このとき倒壊した建物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅でした。町では、木造建物の耐震改修を促進し、地震に強いまちづくりをめざすため、住民の皆さんが行う耐震診断および耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

これら2つの補助制度は重複して受けることができます。ぜひこの機会に活用してください。

○次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・町内にある木造住宅で、地階を除く階数が2以下
- ・所有者自らが居住する一戸建て住宅、または店舗併用住宅（居住部分の面積が延べ面積の1/2以上であるものに限る。）
- ※賃貸住宅は除きます。

- ・昭和56年5月31日以前に建築に着手した在来軸組工法または伝統工法（主要な柱の径が14cm以上）の建物
- ・建築基準法に適合して建てられたもの

○次のすべてを満たす人が申請できます

- ・町に住民票を置く対象住宅の所有者で、現に居住している人
- ・町税などを滞納していない人

○申し込み方法

10月31日(木)（申し込み先着順）までに建設課（役場2階）で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ。（申請書は町ホームページからもダウンロードできます）

※予算に限りがありますので、申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

○注意事項

- ・耐震診断、または耐震改修工事は町から補助金の交付決定通知を受けた後に実施してください。
- ・平成26年2月28日(金)までに完了し、町に実績報告してください。
- ・他の制度による補助金や給付を受けて行うものは補助の対象となりません。

建設課

☎823-9209

☎823-9203

【耐震改修】

○次のすべてを満たす工事について受け付けます

- ・建築士事務所に所属する建築士が設計し、工事監理を行う工事
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にする補強工事
- ・建物の増築を伴わない工事

○次の金額を補助します

耐震改修工事に要する費用（税抜）の1/3まで（上限額 40万円）

○添付書類

申請する住宅の付近見取図、登記事項証明書、建築確認通知書の写し、耐震診断結果報告書の写し、耐震改修工事に関する書類・図面、工事費見積書の写し、設計及び工事監理を行う建築士の免許証の写し、建物の外観写真、その他必要な書類

○注意事項

申し込みにあたっては、あらかじめ建築士による耐震診断が必要ですが、町の補助金を受けたものでなくても申し込みできます。

【耐震診断】

○次の耐震診断について受け付けます

- ・町の登録を受けた木造住宅耐震診断資格者に依頼して行うもの

○次の金額を補助します

耐震診断に要する費用（税抜）の1/2まで（上限額 1万5千円）

○添付書類

申請する住宅の登記事項証明書、建築確認通知書の写し、診断費用の見積書の写し、その他必要な書類

○木造住宅耐震診断資格者について

平成25年6月1日現在、14名の建築士が登録しています。建設課または町ホームページで確認できます。

<算定例>

例① 耐震改修工事費が150万円（税抜）の場合
1,500,000円×1/3=500,000円>400,000円となり補助申請額は40万円となります。

例② 耐震改修工事費が100万円（税抜）の場合
1,000,000円×1/3≒333,000円<400,000円となり補助申請額は33万3千円となります。（千円未満切捨）

情報公開制度・個人情報保護制度

総務課 ☎823-9202 ☎823-9203

○情報公開制度

町内居住者などの請求により、不開示情報を除く町の保有する行政文書の開示をします。

【平成24年度公開の状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）】

実施機関	受付件数	対象文書	開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	取下げ
町長部局	6	6	4	1	－	－	1	－

○個人情報保護制度

請求により、不開示情報を除く町が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示をします。

【平成24年度開示の状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）】

実施機関	受付件数	対象個人情報	開示	部分開示	不開示
町長部局	1	1	1	－	－